五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六　法第四十七条第一項の指定申請書を提出後、新たに指定確認調査機関の役員等となった者がいるとき。

七　指定確認調査機関が対象債権者集会関連業務を遂行するに際して法令又は当該指定確認調査機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

2　指定確認調査機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項第六号に掲げる場合　指定確認調査機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

二　前項第七号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

3　第一項第七号に該当するときの届出は、同号に規定する事実を指定確認調査機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（業務実施記録の保存及び作成）

第三十八条　指定確認調査機関は、業務実施記録を、その実施した対象債権者集会手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2　法第五十三条第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三条第一項の確認の申請の年月日及び当該申請の内容

二　確認事業者が法第三条第一項の確認の申請を取り下げた場合には、その年月日及び理由

三　指定確認調査機関が法第五条第一項の規定により法第三条第一項の確認を取り消した場合には、その年月日及び理由

四　権利変更議案及び早期事業再生計画の内容

3　法第五十三条第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十七条第一項、法第六十九条第一項又は法第七十二条第一項の確認を求めた確認事業者の氏名又は名称並びに当該確認の年月日及びその結果

二　指定確認調査機関が法第七十九条第一項の規定により意見を述べた場合には、当該意見の内容

（対象債権者集会関連業務に関する報告書の提出）

第三十九条　法第五十六条第一項の報告書は、様式第五により作成し、事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定確認調査機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定確認調査機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定確認調査機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（立入検査）

第四十条　法第五十七条第二項の証明書は、様式第六によるものとする。

（対象債権者集会関連業務の休廃止）

第四十一条　指定確認調査機関は、法第五十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間並びに休止又は廃止の理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（対象債権者集会関連業務の引継ぎ）

第四十二条　指定確認調査機関は、法第六十一条第一項第二号から第四号までに規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　対象債権者集会関連業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　対象債権者集会関連業務に関する書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

第四章　確認事業者に係る特例

（償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認基準）

第四十三条　法第六十七条第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること。

二　当該減額に係る確認を求めた確認事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

（償還すべき社債の金額の減額の確認に際して指定確認調査機関が考慮する事項）

第四十四条　指定確認調査機関は、前条各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、当該減額に係る確認を求めた確認事業者の権利変更議案における当該社債に係る債務以外の債務の減免の状況その他の事情に鑑み、当該権利変更議案における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの実質的な衡平について十分に考慮しなければならない。

（資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認基準）

第四十五条　法第六十九条第一項の経済産業省令で定める基準は、同項の資金の借入れが、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、法第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における確認事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであることとする。

2　指定確認調査機関は、当該資金の借入れが法第六十九条第一項に適合することを確認したときは、確認事業者及び対象債権者にその旨を通知しなければならない。

（債権が少額であること及び早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来たすことを確認するための事項）

第四十六条　法第七十二条第一項の求めを受けた指定確認調査機関は、対象債権者会議又は対象債権者集会において対象債権者の意見を聴かなければならない。

2　指定確認調査機関は、当該求めに係る債権が法第七十二条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、確認事業者及び対象債権者にその旨を通知しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。